

聖籠町告示第29号

聖籠町子ども家庭相談センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月30日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町子ども家庭相談センター事業実施要綱の一部を改正する告示

第4条第1項中「、副センター長」を削り、同条第2項中「子ども教育課長をもって充て、副センター長は」を「、」に改める。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。